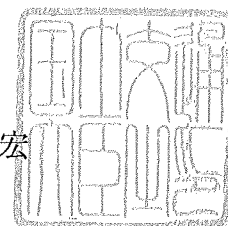


国海員第 29 号
平成 26 年 5 月 16 日

交通政策審議会

会長 浅野 正一郎 殿

国土交通大臣
太田 昭宏



交通政策審議会への諮問について

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 31 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 10 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 199 号

船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の改正について

諮問理由

船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等を改正することについて、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により読み替えて適用される第 10 条第 2 項及び第 11 条第 3 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聞く必要があるため。